3　未確定一般更生債権

下記別表記載の債権者について、当該債権者の未確定一般更生債権部分が確定したときは、一般更生債権として確定した全額につき、第４章、第３の定めを適用する。ただし､第１回弁済については､更生計画認可決定日から１年を経過する日の属する月の末日または未確定一般更生債権が確定した日から３か月を経過する日の属する月の末日のいずれか遅い日までに弁済する。

【別表13の１未確定更生債権一覧表（過払債権―受継)】

【別表13の２未確定更生債権一覧表（過払債権―査定)】

【別表13の３未確定更生債権一覧表（過払債権―査定申立期間未経過)】

【別表13の４未確定更生債権一覧表（過払債権―特別調査手続未了)】

【別表14の１未確定更生債権一覧表（未受領配当金―査定申立期間未経過)】

【別表14の２未確定更生債権一覧表（未受領配当金―特別調査手続未了)】

【別表15の１未確定更生債権一覧表（一般取引債権等―査定)】

【別表15の２未確定更生債権一覧表（一般取引債権等―特別調査手続未了)】

第６章　担保権等の措置

第１　存続する担保権

【別表16存続する担保権一覧表の担保権は、更生計画認可決定後も同表「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。この場合、担保権は、第４章、第１の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。リースおよび所有権留保にかかる担保権の目的物の所有権は、弁済が完了するまでは当該更生担保権者に帰属し、弁済が完了した後は、当該更生担保権者の同意を得て管財人に移転することができる。

第２　未確定の更生担保権が確定した場合の措置

下記別表記載の債権者について、当該債権者の未確定の更生担保権が確定した場合は、担保権は、確定した更生担保権額の限度で存続し、第５章、第３、１の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。

【別表11の１未確定更生担保権一覧表（査定)】

【別表11の２未確定更生担保権一覧表（査定申立期間未経過)】

【別表11の３未確定更生担保権一覧表（特別調査手続未了)】

第３　存続しない担保権の措置

【別表16存続する担保権一覧表】記載の担保権（未確定の更生担保権が確定した場合を含む）を除き、更生会社の財産の上に設定されたすべての担保権は、更生計画認可決定日に消滅する。

第７章　弁済資金の調達方法等

第１　弁済資金の調達方法

更生担保権および更生債権の弁済資金は、以下のとおりである。

①　現預金

②　第８章に基づく会社分割により更生会社に交付される金銭

③　その他資産処分および債権回収による回収金等

第２　予想超過収益金の使途

更生計画遂行中に、更生会社に予想超過収益金が生じた場合には、更生手続の遂行に必要な費用および弁済資金に充てる。

第３　共益債権等の弁済

１　共益債権

開始決定日から基準日までに支払った共益債権は、総額163億円（人件費31億円、税金・社会保険料13億円、地代家賃８億円引き直し計算後の貸付残高のない顧客からの申立日以降の入金分の返金62億円、その他経費49億円）である。

２　未払共益債権

基準日現在の未払共益債権の残高は、総額89億円（人件費３億円、税金・社会保険料２億円、引き直し計算後の貸付残高のない顧客からの申立日以降の入金分の返金81億円、その他経費３億円）である。

３　共益債権の弁済方法

未払共益債権および基準日の翌日から更生手続終結までの間に生じる共益債権は、随時弁済する。

４　法47条５項後段に基づく弁済

退職者への退職金債務のうち確定給付企業年金からの給付の一部について、裁判所の許可を得たうえで、24名に対し、総額2718万7416円を弁済した。本更生計画案提出から更生計画認可決定までの間に法47条５項後段による弁済の必要が生じた場合は､裁判所の許可を得たうえで、弁済する予定である。

第８章　会社の措置

第１節　会社分割

第１　会社分割の概要

更生会社は、本節第２以下の条件に従い、吸収分割を行い、更生会社の消費者金融事業を吸収分割承継会社に承継させる。ただし、管財人は、分割期日までの間、裁判所の許可を得て、本節に定める吸収分割の条件および内容を変更することができる。

第２　分割会社および承継会社の商号、住所

１　分割会社（更生会社）

商号：株式会社武富士

ただし、本章第３節記載の定款変更後、更生会社の商号はＴＦＫ株式会社とする。

住所：東京都新宿区西新宿八丁目15番１号

２　承継会社

商号：アプロ株式会社

住所：東京都新宿区西新宿八丁目15番１号

第３　承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

１　承継会社が吸収分割により承継する更生会社の消費者金融事業に関して有する権利義務は､【別表17承継する資産等一覧表】記載のとおりとする。

２　吸収分割による債務の承継については、免責的債務引受けの方法による。

第４　吸収分割に際して交付する金銭

吸収分割に際して承継会社が更生会社に対し交付する金銭は282億6353万0368円とする。

ただし、承継する資産または負債の増減がある場合には、管財人は、裁判所の許可を得て、金額の調整を行うものとする。

第５　分割期日

吸収分割の分割期日は、更生計画認可決定日から１か月を経過するまでの間において管財人が定める日とする。ただし、管財人は、合理的な必要がある場合には、裁判所の許可を得て、これを変更することができる。

第２節　株主の権利変更等

第１　資本金の額の減少等

１　資本金および準備金の額の減少

⑴　減少する資本金の額

30,477,900,000円

⑵　減少する資本準備金の額

52,263,496,860円

⑶　減少する利益準備金の額

7,619,475,000円

⑷　効力発生日

更生計画認可決定日

２　欠損の填補

資本金、資本準備金および利益準備金の額の減少により生じた剰余金については、欠損の填補に充てるものとする。

第２　株式の取得および消却

１　株式の取得

更生会社は、本節第４に定める更生計画認可決定後最初に行う募集株式の発行の効力が生じる日をもって、更生会社の発行済株式のすべてを無償で取得する。

２　株式の消却

更生会社は、前項に基づく株式の取得と同時に、その保有する自己株式すべてを消却する。

第３　新株予約権の取得および消却

１　新株予約権の取得

更生会社は、更生計画認可決定日をもって、更生会社の発行済新株予約権のすべてを無償で取得する。

２　新株予約権の消却

更生会社は、前項に基づく新株予約権の取得と同時に、その保有する新株予約権のすべてを消却する。